

特定半導体基金事業費助成金交付規程 新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">特定半導体基金事業費助成金交付規程</p> <p style="text-align: right;">2022年4月30日 2022年度規程第1号</p> <p style="text-align: center;"><u>一部改正 2026年3月31日 2025年度規程第64号</u></p> <p>第1条～第7条（略）</p> <p>（交付に当たっての条件）</p> <p>第8条 機構は、助成金の交付を決定する場合において、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 助成事業者は、助成事業の全部又は一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施してはならないこと。ただし助成事業の一部について、第三者と委託又は共同して実施することを交付申請書に記載し、機構が認めた場合にはこの限りでない。また、委託又は共同して実施する場合には、実施に関する契約を締結すべきこと。</p> <p>六～十一（略）</p> <p>十二 助成事業者は、助成事業が完了するとき <u>（助成事業の廃止の承認を受けたときを含む。）</u> は、完了の日以降で機構が指定する期日までに、又は助成事業が完了せずに機構の会計年度が終了するときは、当該会計年度の末日以降で機構が指定する期日までに、様式第5による実績報告書を機構に提出すべきこと。</p> <p>十三～十六（略）</p>	<p style="text-align: center;">特定半導体基金事業費助成金交付規程</p> <p style="text-align: right;">2022年4月30日 2022年度規程第1号</p> <p>第1条～7条（略）</p> <p>（交付に当たっての条件）</p> <p>第8条 機構は、助成金の交付を決定する場合において、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 助成事業者は、助成事業の全部又は一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施してはならないこと。ただし助成事業の一部について、第三者と委託又は共同で実施することを交付申請書に記載し、機構が認めた場合にはこの限りではない。また、委託又は共同で実施する場合には、実施に関する契約を締結すべきこと。</p> <p>六～十一（略）</p> <p>十二 助成事業者は、助成事業が完了するときは、完了の日以降で機構が指定する期日 <u>（第三号の助成事業の廃止の承認を受けたときは、その承認のあった日。以下同じ。）</u> までに、又は助成事業が完了せずに機構の会計年度が終了するときは、当該会計年度の末日以降で機構が指定する期日までに、様式第5による実績報告書を機構に提出すべきこと。</p> <p>十三～十六（略）</p>

新	旧
<p>十七 助成事業者は、第18条第1項及び第2項の規定により助成金の返還請求の通知を受けたときは、助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を加えて返還すべきこと。ただし、第17条第1項<u>第七号に基づき助成金の交付の決定を取り消し、その事由が同項第八号に該当する旨が当該取消に係る経済産業省の指示において明示されている場合、又は同項第八号の規定による場合はこの限りでない。</u></p> <p>十八～三十四（略）</p> <p>2（略）</p> <p>第9条～第13条（略）</p> <p>（財産の管理等）</p> <p>第14条 助成事業者は、当該助成事業による取得財産等について、助成事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、助成金の交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 助成事業者は、助成事業が完了するとき <u>（助成事業の廃止の承認を受けたときを含む。）</u> は、完了の日以降で機構が指定する期日までに、又は助成事業が完了せずに機構の会計年度が終了するときは、当該会計年度の末日以降で機構が指定する期日までに、様式第15による取得財産等管理明細表を実績報告書に添付して機構に提出しなければならない。</p> <p>第15条～第25条（略）</p>	<p>十七 助成事業者は、第18条第1項及び第2項の規定により助成金の返還請求の通知を受けたときは、助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を加えて返還すべきこと。ただし、第17条第1項第八号の規定による場合はこの限りではない。</p> <p>十八～三十四（略）</p> <p>2（略）</p> <p>第9条～第13条（略）</p> <p>（財産の管理等）</p> <p>第14条 助成事業者は、当該助成事業による取得財産等について、助成事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、助成金の交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 助成事業者は、助成事業が完了するときは、完了の日以降で機構が指定する期日 <u>（助成事業の廃止の承認を受けたときは、その承認のあった日。）</u> までに、又は助成事業が完了せずに機構の会計年度が終了するときは、当該会計年度の末日以降で機構が指定する期日までに、様式第15による取得財産等管理明細表を実績報告書に添付して機構に提出しなければならない。</p> <p>第15条～第25条（略）</p>

新	旧
<p><u>附 則（2026年3月31日2025年度規程第64号）</u> <u>この規程は、2026年4月1日から実施する。</u></p> <p><u>様式第1～20 別紙のとおり</u></p>	<p><u>様式第1～20 別紙のとおり</u></p>